

平成17年7月7日

## 新株予約権を利用したライツプランの課税関係について

新株予約権を利用したライツプランの課税関係については、自由民主党総合経済調査会企業統治に関する委員会「公正なM&Aルールに関する提言」(平成17年7月7日)において、別添のとおり明確化されていますので、その内容をお知らせします。

### 【問い合わせ先】

経済産業省経済産業政策局産業組織課

担当：関根、杉本

tel 03 - 3501 - 1511

(内線2621 - 2624)

国税庁課税部法人課税課・個人課税課

担当：小山・河合

tel 03 - 3581 - 4161

(内線3436・3749)

(別添)

## 公正なM & Aルールに関する提言【抜粋】

平成17年7月7日  
自由民主党総合経済調査会  
企業統治に関する委員会

### 3. 早急に実現すべき企業買収ルール【4項目7つの制度改革】

#### (3) 新株予約権を利用したライツプランに関する課税関係の明確化

新株予約権を利用したライツプランが有効に機能するためには、平時（敵対的買収者登場前にライツプランを導入する局面）、有事（敵対的買収者登場後ライツプランが発動する局面）を通じて、一般株主に関する課税関係を明確化する必要がある。

この点に関し、当委員会の検討を通じて、**平時においては原則として課税関係は生じないこと、有事においては、買収者の新株予約権を行使可能な第三者に譲渡できるよう設計すれば、一般株主への経済的価値の移転は生じないと考えられることから、原則として、新株予約権の付与時または行使時において一般株主に対する課税関係は生じないことが明確化されたところであり（別紙2）、今後その旨の周知を図るべきである。**

## 新株予約権を利用したライツプランに関する 課税関係について

平時において、原則として課税関係が発生しない類型については、  
【別紙2 - 1】【別紙2 - 2】を参照

有事において、原則として、新株予約権の付与时または行使時に一  
般株主に課税関係が発生しない類型については、【別紙2 - 3】【別  
紙2 - 4】を参照

【別紙2 - 1】ライツプランの類型について

(平成17年4月28日・経済産業省)

【別紙2 - 2】新株予約権を用いた敵対的買収防衛策に関する原則的  
な課税関係について(法人税・所得税関係)

(平成17年4月28日・国税庁)

【別紙2 - 3】ライツプランの新類型について

(平成17年7月7日・経済産業省)

【別紙2 - 4】新株予約権を用いた敵対的買収防衛策の【新類型】に  
関する原則的な課税関係について(法人税・所得税関  
係)

(平成17年7月7日・国税庁)

# ライツプランの類型について

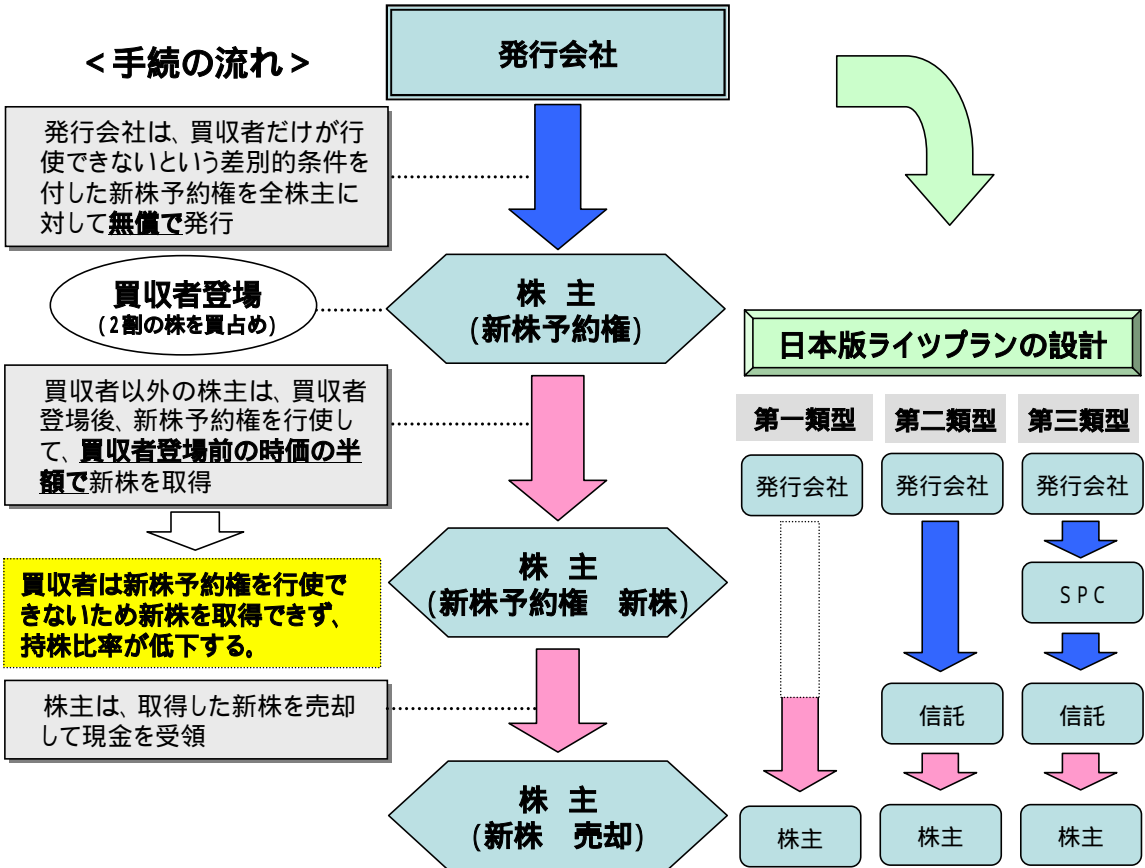
平成17年4月28日  
経済産業省

# ライツプランについて

## 【ライツプランとは】

ライツプランとは、新株予約権を利用した買収防衛策の仕組み。  
 買収者(典型的には2割の株式を買い占めた者)だけが行使できないという差別的行使条件を付した新株予約権を全株主に無償で割り当てて、買収者以外の全株主に買収者登場前の時価の半額で数個の株式を取得させ、買収者の持株割合を低下させる。  
 ただし、買収者は新株予約権の消却を求めて会社と交渉することになるので、この仕組みが現実発動することは想定されていない。(ライツプランの発祥の地であるアメリカでも、ライツプランが実際に発動した事例はない。)

### < 手続の流れ >



## 【ライツプラン導入の際の留意点】

我が国の制度上、新株予約権を株式と結合させて流通させることはできない(随伴性がない)。このため、平時に新株予約権を発行してしまうと、買収者に新株予約権のみを買い集められるおそれがあり、防衛策として十分に機能しないという難点がある。

そこで、我が国において検討されているライツプランの類型は以下のとおり。(右上図参照)

- ・[第一類型] 平時にはライツプラン導入の事前警告のみを行い、有事の際に新株予約権を発行する方法
- ・[第二類型] 平時に新株予約権を信託銀行の信託勘定に預けておき、有事の際に信託銀行から株主に対して新株予約権を交付する方法
- ・[第三類型] 平時に新株予約権をSPCに発行して、SPCから信託銀行の信託勘定に預けておき、有事の際には信託銀行から株主に対して新株予約権を交付する方法

ライツプランを導入する企業の関心事は、特に**平時(買収者登場前)において課税が生じるか**という点にある。(有事(買収者登場後)の際の課税については、そもそもライツプランが現実発動することは想定されていないこと、仮に発動した場合であっても株主は現に利益を得ていることなどから、課題として認識されていない。)

# 具体的な方法 第一類型 事前警告型ライツプラン

## 【防衛策の概要】

買収者登場時に講じる防衛策について、平時のうちに開示して事前警告を行う。買収者登場後、事前警告に従い、買収者だけが行使できないという差別的行使条件を付した新株予約権を全株主に無償で割り当てて、買収者以外の者に買収者登場前の時価の半額で株式を取得させ、買収者の持株割合を低下させる。

### < 手続の流れ >

発行会社

### < 課税上の論点 >

発行会社は、買収者が登場した場合には防衛策を講じる旨を開示して事前警告のみを行う。  
事前開示の方法としては、営業報告書、取引所での適時開示、発行登録書の提出などが考えられる。

事前警告の際には何の取引も発生しないので、当然課税は生じない。

買収者登場  
(2割の株を買占め)

発行会社は、買収者だけが行使できないという差別的条件を付した新株予約権を全株主に対して無償で発行  
新株予約権の譲渡は制限されている。

付与時

### 【 新株予約権付与時及び行使時の株主に対する課税】

株主は発行会社から無償で新株予約権を付与されるが、その場合に生じる株主の利得について、新株予約権の付与時又は行使時(新株を取得した時)の課税をどのように考えるか。

株主は、新株予約権を行使して、**買収者登場前の時価の半額**で新株を取得

行使時

買収者  
(新株予約権)

新株予約権を行使できないので新株が取得できず持株割合が下がる。

株主  
(新株予約権 新株)

株主は、取得した新株を売却して、現金を受領

譲渡時

新株の売却時に、帳簿価額と時価の差額について譲渡損益が認識されるのは、通常の株式譲渡の場合と同じ。

株主  
(新株 売却)

# 具体的な方法 第二類型 信託型ライツプラン(直接型)

## 【防衛策の概要】

平時のうちに、買収者だけが行使できないという差別的行使条件を付した新株予約権を信託銀行に対して無償で発行し、信託銀行は買収者登場時の株主(受益者)のために新株予約権を信託勘定内で管理する。買収者登場(受益者確定)後、信託銀行は、全株主(受益者)に対して、管理していた新株予約権を無償で交付し、買収者以外の者に買収者登場前の時価の半額で株式を取得させ、買収者の持株割合を低下させる。

### < 手続の流れ >

発行会社は、買収者だけが行使できないという差別的条件を付した新株予約権を、信託の受託者である信託銀行に対して無償で発行  
新株予約権の譲渡は制限されている。  
(信託銀行は、信託勘定に入れて新株予約権を管理)

### 買収者登場 (2割の株を買占め)

信託銀行は、買収者登場時の全株主(信託の受益者)に対して、管理していた新株予約権を無償で交付

株主は、新株予約権を行使して、**買収者登場前の時価の半額**で新株を取得

### 買収者 (新株予約権)

新株予約権を行使できないので新株が取得できず持株割合が下がる。

株主は、取得した新株を売却して、現金を受領

発行会社  
(信託の委託者)

信託銀行  
(信託の受託者)

株主・買収者  
(信託の受益者)  
(新株予約権)

株主  
(新株予約権 新株)

株主  
(新株 売却)

### < 課税上の論点 >

信託銀行に対して新株予約権を発行した時点では課税は生じない。

### 【 新株予約権付与時及び行使時の株主に対する課税】

株主は発行会社から信託銀行を通じて無償で新株予約権を付与されるが、その場合に生じる株主の利得について、新株予約権の付与時又は行使時(新株を取得した時)の課税をどのように考えるか。

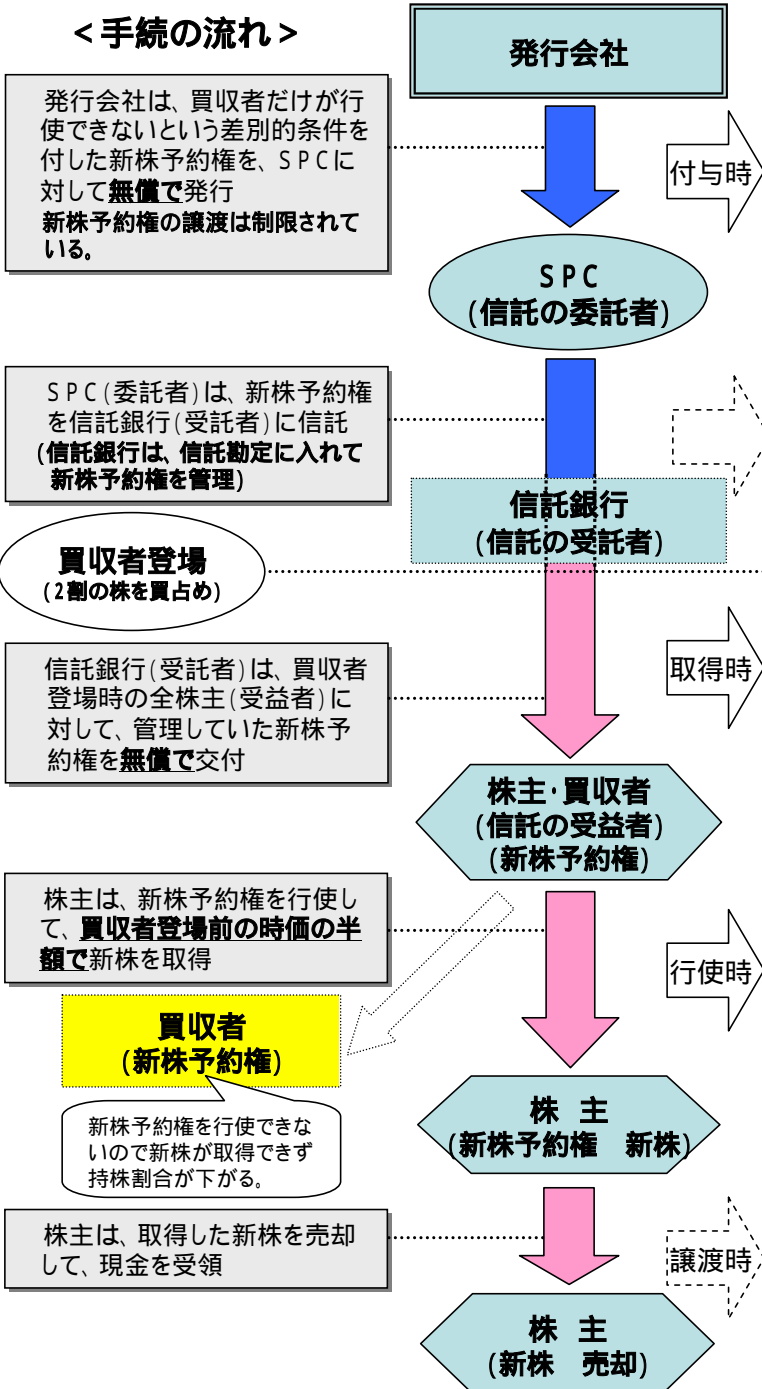
新株の売却時に、帳簿価額と時価の差額について譲渡損益が認識されるのは、通常の株式譲渡の場合と同じ。

# 具体的な方法 第三類型 信託型ライセンス(SPC型)

## 【防衛策の概要】

平時のうちに、買収者だけが行使できないという差別的行使条件を付した新株予約権をSPCに対して無償で発行し、SPCは信託銀行へ信託する。信託銀行は買収者登場時の株主(受益者)のために新株予約権を信託勘定内で管理する。買収者登場(受益者確定)後、信託銀行は、全株主(受益者)に対して、管理していた新株予約権を無償で交付し、買収者以外の者に買収者登場前の時価の半額で株式を取得させ、買収者の持株割合を低下させる。

### < 手続の流れ >



### < 課税上の論点 >

#### 【 新株予約権付与時の SPC に対する課税】

SPCは発行会社から無償で新株予約権を付与されるが、この場合に生じるSPCの利得に対する課税をどのように考えるか。

SPCは単に新株予約権を管理するだけであり、そこから利益を得られないように仕組みられている。

信託銀行に対して新株予約権を信託した時点では課税は生じない。

#### 【 新株予約権譲渡時の SPC に対する課税】

SPCは株主に対して信託銀行を通じて無償で新株予約権を譲渡するが、この場合のSPCに対する課税をどのように考えるか。

SPCは単に新株予約権を管理するだけであり、そこから利益を得られないように仕組みられている。

#### 【 新株予約権取得時及び行使時の株主に対する課税】

株主はSPCから信託銀行を通じて無償で新株予約権を譲り受けるが、この場合に生じる株主の利得について、新株予約権の取得時又は行使時(新株を取得した時)の課税をどのように考えるか。

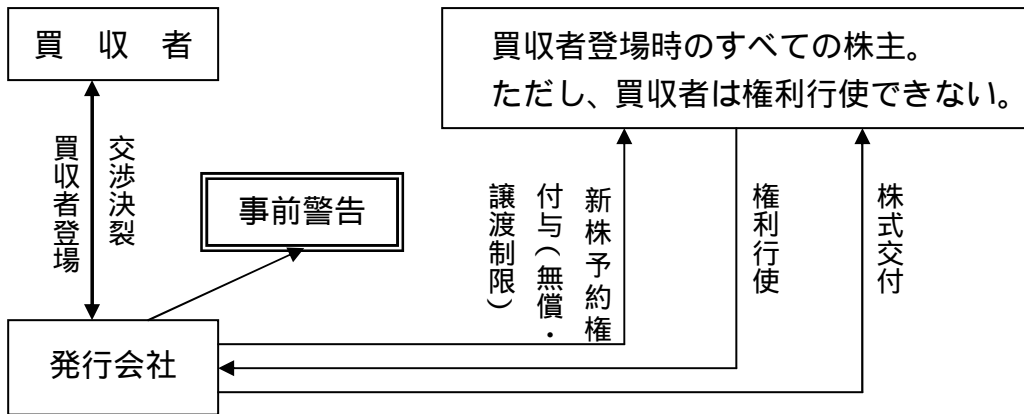
新株の売却時に、帳簿価額と時価の差額について譲渡損益が認識されるのは、通常の株式譲渡の場合と同じ。



平成 17 年 4 月 28 日  
国 税 庁

新株予約権を用いた敵対的買収防衛策  
に関する原則的な課税関係について  
(法人税・所得税関係)

事前警告型ライツプランに係る税務上の取扱い（第一類型）

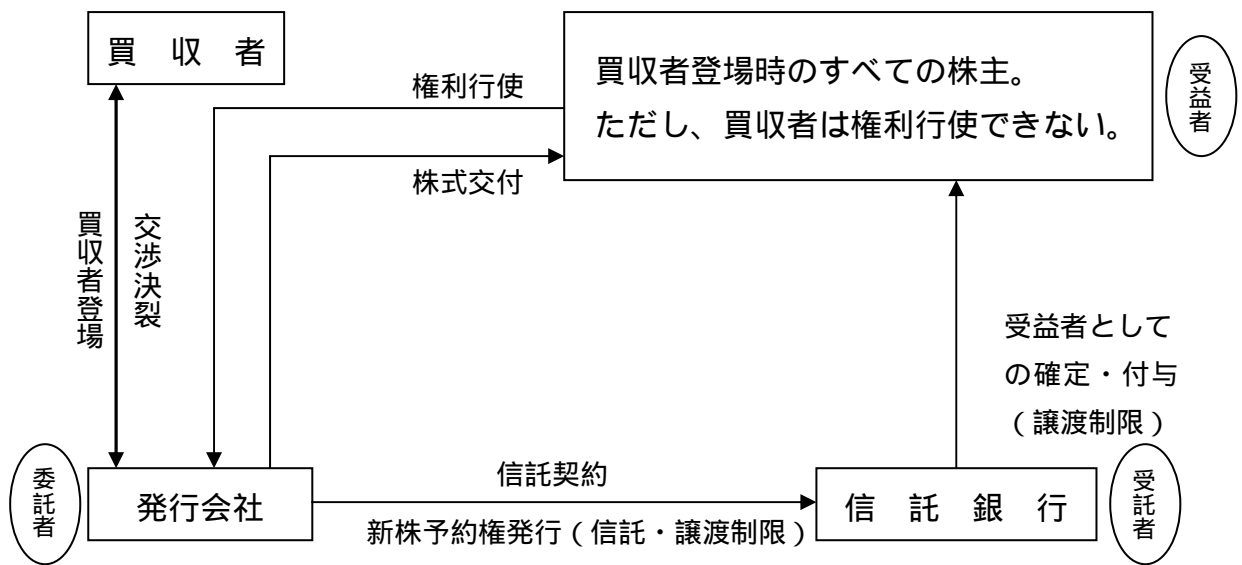


原則的な課税関係

区分	発行会社	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
の時点 〔事前警告〕	——	——	——
・ の時点 〔買収者の 登場・決裂〕	——	——	——
の時点 〔新株予約権 の付与〕	——	新株予約権の時価相当額の 受贈益が生ずる。 (注)	(所得税法施行令第84条)
・ の時点 〔新株予約権 の行使〕	——	——	株式の時価と権利行使価額 (新株予約権を行使した際 の払込金額)との差額に課税 される。

(注) 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

信託型ライツプラン（直接型）に係る税務上の取扱い（第二類型）

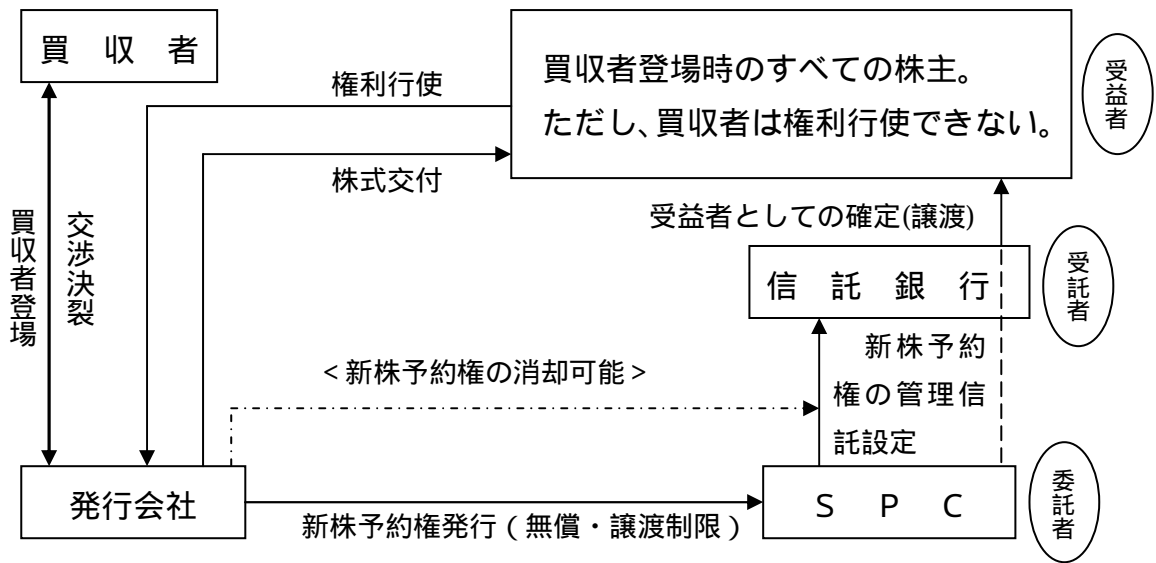


原則的な課税関係

区分	発行会社	信託銀行	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
・ の時点 〔信託契約・ 新株予約権 の発行〕	——	——	——	——
・ の時点 〔買収者の 登場・決裂〕	——	——	——	——
の時点 〔新株予約権 の付与〕	——	——	新株予約権の時価相当額 の受贈益が生ずる。 (注)	(所得税法施行令第84条)
・ の時点 〔新株予約権 の行使〕	——	——	——	株式の時価と権利行使価 額（新株予約権を行使し た際の払込金額）との差 額に課税される。

(注) 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

信託型ライツプラン（SPC型）に係る税務上の取扱い（第三類型）



原則的な課税関係

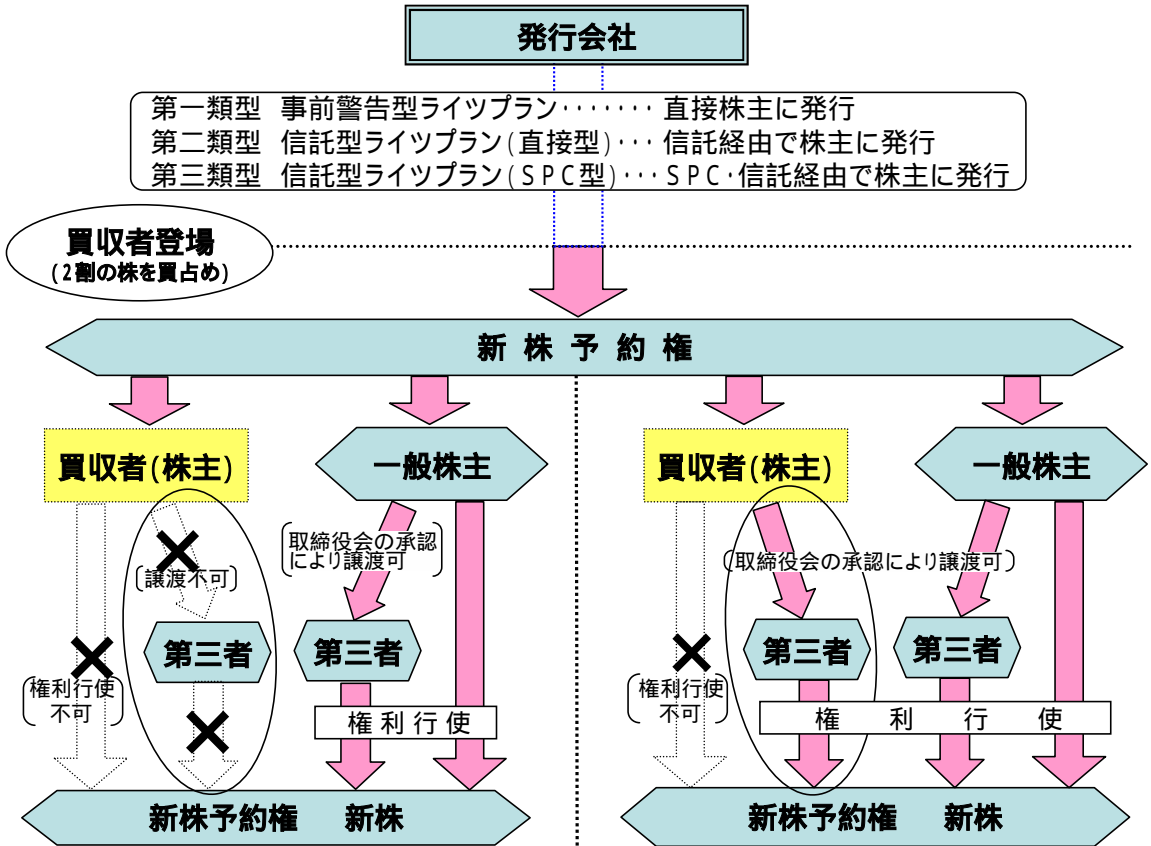
区分	発行会社	S P C	信託銀行	譲渡を受けた法人株主	譲渡を受けた個人株主
の時点 〔新株予約権の付与〕	——	原則として新株予約権の時価相当額を受贈益が生ずるが、契約条件により課税されない場合がある。（注1,2）	——	——	——
の時点 〔管理信託の設定〕	——	——	——	——	——
・ の時点 〔買収者の登場・決裂〕	——	——	——	——	——
の時点 〔SPCから株主への譲渡〕	——	契約条件によりSPCに寄附金課税は生じない。（注3）	——	新株予約権の時価相当額を受贈益が生ずる。（注2）	新株予約権の時価相当額の経済的利益が生ずる。
・ の時点 〔新株予約権の行使〕	——	——	——	——	——

- (注) 1. 新株予約権の時価算定に当たり、発行会社とSPCとの契約において、SPCが新株予約権を他の第三者に譲渡することが実質できない契約である等の価格マイナス要因等により、結果として、の時点での時価が限りなくゼロに近くなる場合があり得る。
2. 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、SPC又は譲渡を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。
3. の時点の時価と の時点の時価との差額が譲渡損益と認識されるとともに、 の時点の時価が費用・損失と認識されることから、結果として、 の時点の受贈益に見合う費用・損失が生ずる。

# ライツプランの新類型について

平成17年7月7日  
経済産業省

# ライツプランの新類型



## 【4月28日における類型】

買収者には、権利行使を認めないだけでなく、新株予約権の譲渡も認めない<sup>(注)</sup>という、買収防衛策としての効果をもっとも強力な類型を想定したもの

(注) 例えば、(1)買収者から譲渡承認の請求があっても取締役会は承認しない旨を新株予約権の要項に明記している場合や、(2)仮に譲渡できるとしても、買収者から新株予約権を譲り受けた者は全て権利行使できない旨が新株予約権の要項に明記されており、実質的に譲渡の意味が失われている場合



買収者に交付された新株予約権が新株となる機会を失うので、実質的に一般株主に対する有利発行と同じ効果となり、買収者から一般株主に対する価値移転が生じる

➡ **経済的には一般株主に対する有利発行**

## 【新類型】

導入事例の公表資料を見ると、買収者についても、取締役会の承認により新株予約権の譲渡が認められるケース<sup>(注)</sup>がある

この場合、会社が認めた第三者に対する新株予約権の譲渡を取締役会が承認し、第三者に権利行使させることは十分に想定し得る

(注) 例えば、新株予約権の要項において、新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する旨が記載されており、かつ、取締役会の承認を受けて買収者から新株予約権を譲り受けた者が権利行使を制限されていない場合



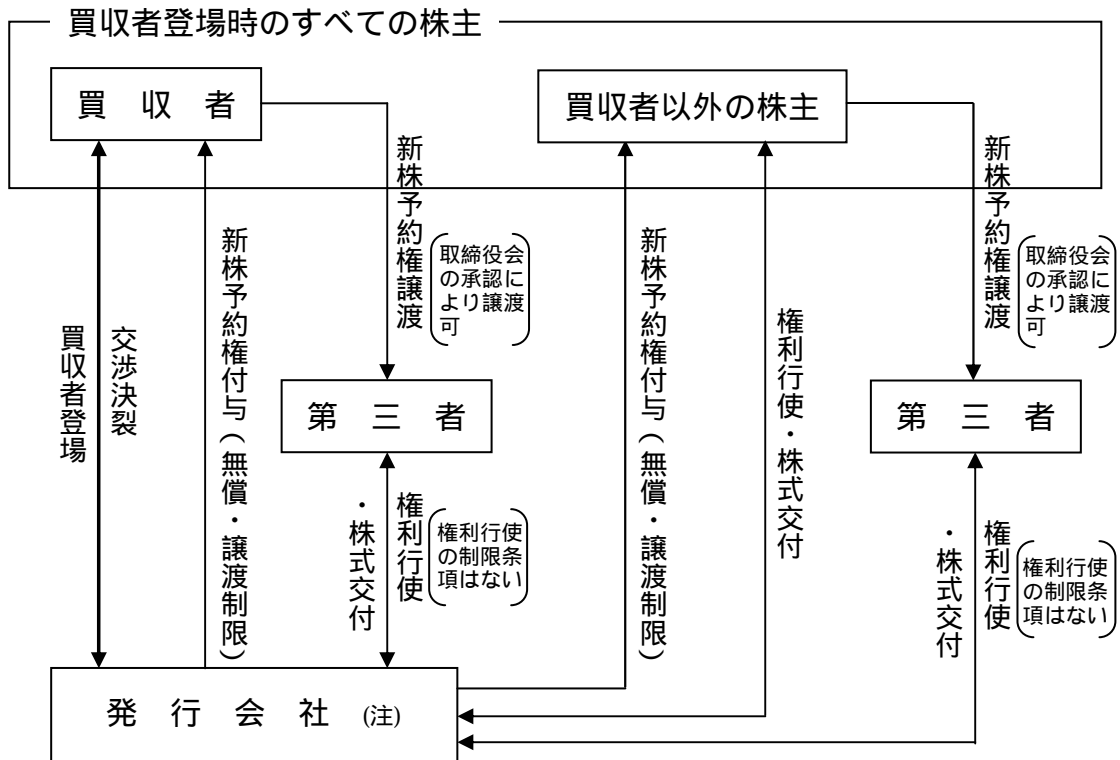
買収者に交付された新株予約権が権利行使されるならば、全株主に対して均等に交付された新株予約権が行使されて新株となるため、株主間での価値移転は生じない

➡ **経済的には株主割当と同等**

平成 17 年 7 月 7 日  
国 税 庁

新株予約権を用いた敵対的買収防衛策の  
【新類型】に関する原則的な課税関係について  
( 法 人 税 ・ 所 得 税 関 係 )

新株予約権を用いた敵対的買収防衛策(ライツプラン)の  
【新類型】に係る税務上の取扱い(有事)



(注) 信託型ライツプラン(S P C型)の場合は、新株予約権の付与はS P Cが行う。

上記【新類型】に係る原則的な課税関係(注1)

区分	発行会社	付与を受けた法人株主・個人株主	
・の時点 〔買収者の 登場・決裂〕	——	——	
の時点 〔新株予約権 の付与〕	——	——	
の時点 〔新株予約権 の一部譲渡〕	——	保有したままの株主	譲渡した株主
		——	(注2)
の時点 〔新株予約権 の行使〕	——	——	

- (注) 1. 当該課税関係は、平成 17 年 7 月 7 日付の経済産業省資料「ライツプランの新類型について」中の【新類型】に掲げる各要件を基に整理したものである。なお、「平時の課税関係」及び同資料中の「【4月28日における類型】についての課税関係」は、平成 17 年 4 月 28 日付の国税庁資料に示した課税関係となる。
2. 新株予約権を第三者に譲渡した株主に対しては、譲渡益に係る課税関係が生ずる。